

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

地上デジタル放送への完全移行に向けた病院のデジタル化改修に関する周知及び調査について

平素より、医療行政の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。地上放送のデジタル化に関しては、電波法において、平成23年7月24日にアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することとなっているところですが、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、平成20年7月10日に「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」(以下「アクションプラン」という。参考参照)が取りまとめられました。

- ・ 平成22年12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組むこととされ、
- ・ また、「国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの」(重要公共施設)と位置付けられ、各施設のデジタル化改修が着実に実施されるよう注意喚起を行うとともに、デジタル化改修状況について把握することとされています。

つきましては、管下の病院(国公立病院を除く。以下同じ。)に対し、下記の内容について、別添1を活用する等により周知を行うとともに、平成20年12月31日時点における管下の病院のデジタル化改修状況について、可能な範囲で把握し、別添2に記入の上、平成21年2月28日までに当課まで御報告いただきますようお願いいたします。業務御多忙のところ大変恐縮ですが、何卒御協力を願い申し上げます。

記

- 1 地上テレビ放送については、平成23年7月24日にアナログ放送を終了するため、その後、引き続き地上テレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビ等を購入し、各施設のアンテナ等を改修することが必要となる場合があります。
- 2 病院については、国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たす重要公共施設であることから、平成22年12月末までに、デジタル化改修が着実に実施されるよう、取り組むようお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省医政局指導課
高宮、丸茂
TEL : 03-5253-1111 (内線2771)
FAX : 03-3503-8562

【参考】

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」抜粋

平成 20 年 7 月 10 日
デジタル放送への移行完了の
ための関係省庁連絡会議決定

第2 具体的な取組

第1章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、本年 9 月中に注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。
なお、重要公共施設のうち、国又は地方公共団体が自ら所有するものについては、(2) 又は (3) の取組として実施することとし、(2) 又は (3) に該当する施設に優先してデジタル化対応を行うこととする。

(2) 国の施設のデジタル化【全省庁】

（省略）

(3) 地方公共団体の施設のデジタル化【総務省・関係省庁】

（省略）

※デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議のサイト

（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitalbroadcast/>）

別添1 総務省からのお知らせ 病院については、2010年12月末までにデジタル化改修を行うようお願いいたします。

2011年7月24日までにアナログ放送が終了します

それ以降、アナログテレビをお使いの方は、そのままでは
テレビ放送(地上デジタル放送)を見ることができなくなります。

地上デジタル放送の受信方法はこちら

STEP1 デジタル受信機を用意する

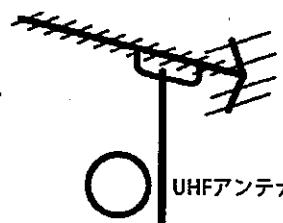
- デジタルテレビに買い替える
- 今お使いのアナログテレビを引き続き使う場合は、デジタルチューナーまたはデジタルチューナー内蔵録画機を用意する

STEP2 アンテナを確認する

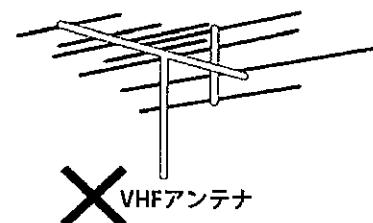
地上デジタル放送を見るには、**UHFアンテナ**が必要です。

アナログ放送でお使いのUHFアンテナでも通常はそのまま受信できますが、別途、調整や交換が必要な場合もあります。

※ その他、ケーブルテレビを利用して地上デジタル放送を見ることもできます。通常は有料となりますので、詳しくはお近くのケーブルテレビ会社にお尋ねください(この場合、アンテナの設置は必要ありません)。



UHFアンテナ



VHFアンテナ

他にも気をつけておきたい、こんなこと

- マンションなどの集合住宅の共同受信アンテナで見る場合は、改修工事が必要になる場合があります。詳しくは、建物の所有者、管理組合などにご相談のうえ、お早めにご準備ください。
- 現在、ビル陰の共同受信設備でテレビをご覧になっている場合は、保守管理業者や受信障害の原因である建物の所有者に確認しましょう。
- アナログ放送の終了時期が近付くと、アンテナ改修等の工事需要が集中し、円滑な改修等が困難となるおそれがあります。お早めのご準備をお願いいたします。

地デジに関するお問い合わせはこちら

平日：午前9時～午後9時
土日祝：午前9時～午後6時

総務省地デジコールセンター



0570-07-0101

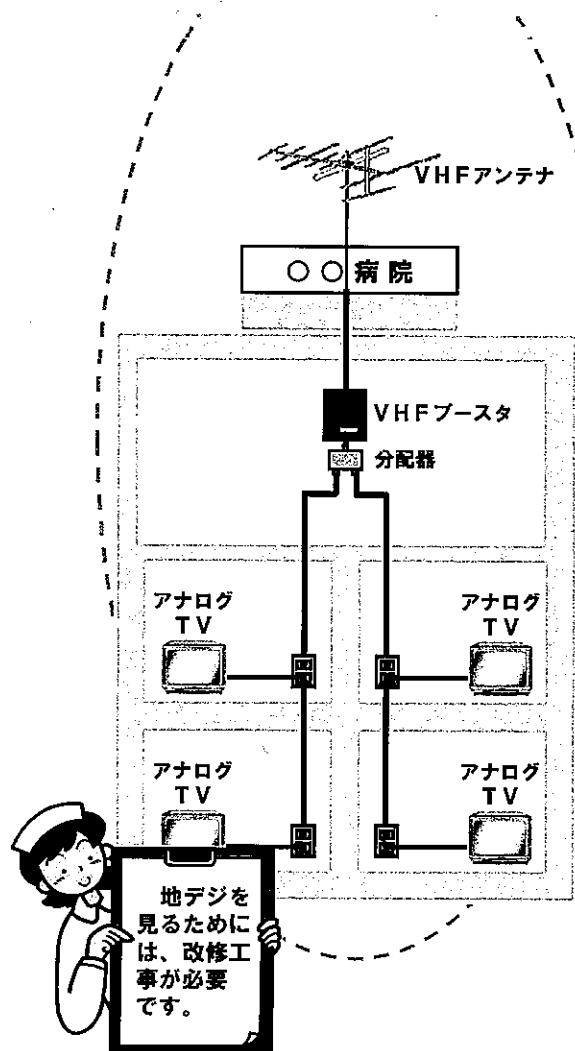
※IP電話などからは「03-4334-1111」にお電話ください。

◎地デジ放送エリアのめやすについては(社)デジタル放送推進協会のHPで確認できます。
⇒URL:<http://www.dpa.or.jp/>

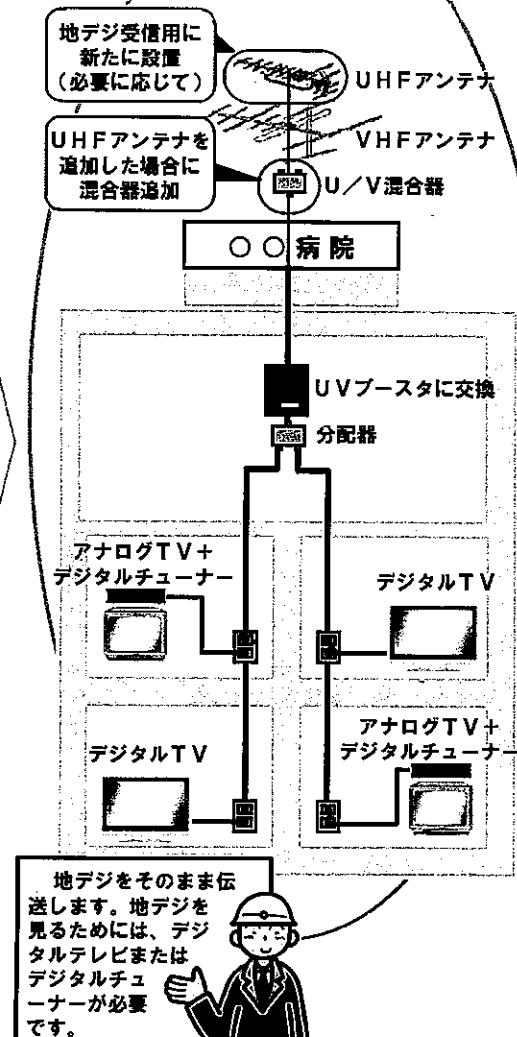
病院における地上デジタル放送への対応イメージ

2011年7月24日にアナログテレビ放送が終了します。これまでのアナログテレビ用の設備・機器では地上テレビ放送が視聴できなくなります。

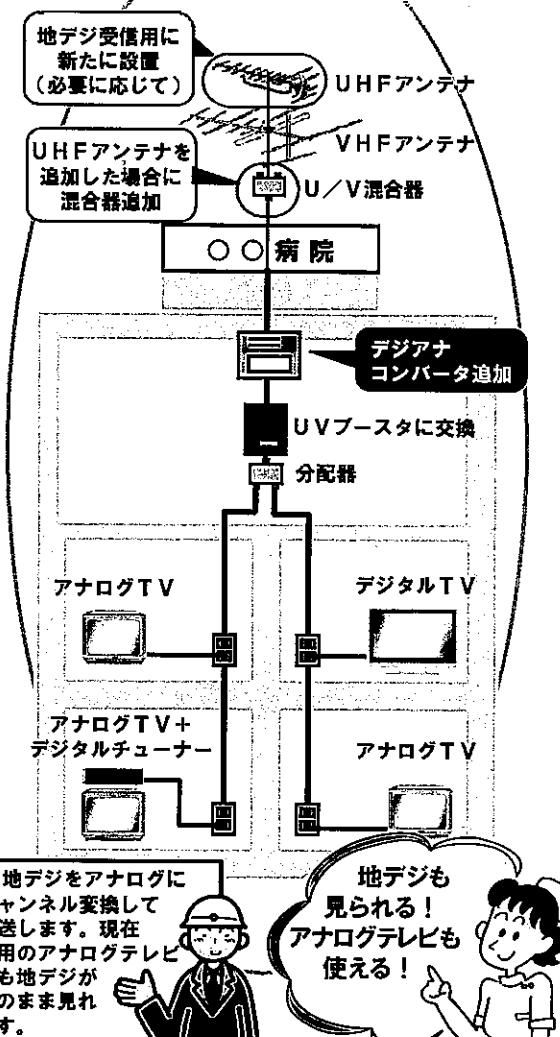
既存テレビ共聴設備



改修例1 (デジタル伝送)



改修例2 (デジアナ伝送)



別添2

病院のデジタル化改修状況調査(総括表)

都道府県名	全病院数	回答病院数	デジタル化改修計画					備考	
			改修済	改修未了	整備予定				
					H20	H21	H22		

【留意事項】

- 1 全病院数欄には、管下の病院のうち、国公立病院を除いた施設数を記入すること。
- 2 回答病院数欄及びデジタル化改修計画欄は、個表の「計」の欄の数字を転記すること。
- 3 国への報告は、この総括表にのみとし、電子メールにて送信すること。(※送信先 digital@mhlw.go.jp)

別添2

[記載例]

病院のデジタル化改修状況調査(総括表)

都道府県名	全病院数	回答病院数	デジタル化改修計画					備考	
			改修済	改修未了	整備予定				
					H20	H21	H22		
○○県	18	15	2	13	2	4	7		

【留意事項】

- 1 全病院数欄には、管下の病院のうち、国公立病院を除いた施設数を記入すること。
- 2 回答病院数欄及びデジタル化改修計画欄は、個表の「計」の欄の数字を転記すること。
- 3 国への報告は、この総括表にのみとし、電子メールにて送信すること。(※送信先 digital@mhlw.go.jp)

病院のデジタル化改修状況調査(個表)

[記載例]

病院のデジタル化改修状況調査(個表)